

第 3 2 回小浜市農業委員会議事録

と き 令和 8 年 1 月 2 8 日（水）午後 4 時 0 0 分

と ころ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番 岡田昌樹	2 番 早俊夫	3 番 福永信明
4 番 赤尾裕子	5 番 河嶋幸男	6 番 和田千代
7 番 東清俊	8 番 内田篤宏	9 番 岡本康次
10 番 松尾志信		

欠席委員

遅刻委員

出席事務局 藤本課長、中野、荒木、時岡

令和8年1月28日（水）午後4時00分小浜市役所3階302会議室において、第32回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第137号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第138号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第139号 小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

報告第36号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

【議長】ただいまより第32回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より1月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として7番東委員、1番岡田委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、4番赤尾委員、8番内田委員でした。

それでは、『議案第137号農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

【1番委員】見る限り畑ができるような状況に見えんのやけど。

【事務局】写真では分かりづらいんですが、畑としてしばらくは使われてなかったんですが過去に作っていた形跡はありまして畝のようにぼこぼこした形跡もありますし、地面も見させていただくと掘り返せば畑として使えるような状態かと感じました。

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第137号農地法第3条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第138号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、ご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第138号農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして『議案第139号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』を上程いたします。なお、〇〇と〇〇に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第11条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。従いまして、〇〇に関連する議案の審議に入る前に私から7番委員へ【議

長】を代理いただき、その後退室させていただきます。それでは、事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それでは、〇〇関連について審議を行いますので、ここからは7番委員に職務を代理委任します。<【議長】交代（席交代）>

【議長】代理 わずかの間ですが、代理で議事を進めさせていただきます。それでは10番委員、〇〇推進委員は退室してください。

<10番委員、〇〇推進委員退室>

【議長】代理 それでは、ご審議願います。

（審議）

【議長】代理 ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり異議のない方は挙手を願います。

（全員挙手）

【議長】代理 挙手全員ですので、『議案第139号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。10番委員、〇〇推進委員入室してください。

<10番委員、〇〇推進委員入室>

【議長】代理 それでは会長に【議長】をお返しします。

<【議長】交代（席交代）>

【議長】次いで、〇〇関連について審議を行いますので、5番委員は退室してください。

<5番委員退室>

【議長】それでは、ご審議願います。

（審議）

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり異議のない方は挙手を願います。

（全員挙手）

【議長】挙手全員ですので、5番委員に関連する『議案第139号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。5番委員は入室してください。

<5番委員入室>

【議長】それでは、残る内容についてご審議願います。

（審議）

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり異議のない方は挙手を願います。

（全員挙手）

【議長】挙手全員ですので、『議案第139号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

【議長】続きまして、『報告第36号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

【議長】また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告があればお願いします。

<農業委員、農地利用最適化推進委員より1月の農地利用最適化推進活動報告を行う>

<事務局事務連絡>

・奈胡の違反転用について

奈胡で5年ぐらい前から違反転用が続いているところがありまして、地権者に今回お越しいただきまして、これまでの経緯や今後の計画を伺いまして農業委員会から意見を頂戴したいと思います。

私から軽くこれまでの経緯を説明させていただきます。始まりは令和5年の9月に地域住民から騒音の通報がありまして環境衛生課と福井県の担当者が現地でパトロールと聞き取りを行いました。その際にここが違反転用であることが発覚いたしました。事業者には事務局から口頭指導しまして、地権者には推進委員から指導をさせていただきました。それから去年の10月ごろに騒音の通報が福井県に入りました。

結論からいうと騒音と産業廃棄物、盛り土については規制の対象にはならなかったと各担当が判断しましたが違反転用であることには変わりなく、11月に文書を送らせていただきました。年末に会長と推進委員と3番委員とで今後の話し合いをさせていただき、とりあえず今回の農業委員会にお越しいただいてこれまでの経緯と今後の予定を伺おうということになりました。

【地権者】迷惑かけたみたいですみません。ようは元々は田んぼだったんですがずっとやってなかったのが最初は果樹を植えていたんですが獣害があつて境のブロックも壊れて下の田んぼに迷惑がかかるので埋めてもらったほうがいいかと思ひこちらの業者さんに頼んだのが始まりです。そちらの積みであるブロックは騒音とホコリ対策です。

【事務局】隣接農地の方には何かしらの説明はしていますか。

【地権者】同意は得てないです。

【事務局】今後はこのままでいくのかそれとも農地に復元するのか。

【1番委員】その選択肢はないと思うんやけど。

【議長】地主さんはそうおっしゃられているんですけど、実際に土を入れていらっしゃるのとは来ておられる業者さんの方ですよ。ここは所謂、優良農地ということでこういう転用はしてはいけないところになっているんですね。それを今は無許可でされている。農地法というのがございまして農地法の中では転用するのに許可申請を出さないといけない。これが出てないんですね。ただ出したとしてもこのエリアはその許可を下りないんです。これは知事の許可なんですけど。そういう風になるとここを農地に戻していただくしかないんです。何とかお願いしたいというのが我々の意見です。そのやり方については事務

局と相談して。あと工期ですね、もし復元するのであればどれぐらいの期間がかかるのか、それはどういう方法でやるのか、そういった計画書を出していただいて、内容を示していただきたいなど、農業委員会としては要望したいなと思っております。

【地権者】田んぼもしないので、あそこは農振地ではないんですよね。

【議長】農振ではなくて第1種農地です。第1種農地は転用がほぼできないところになるんです。農地が連たんしているところが該当するんですけど耕作されているされていないは関係ないんです。

【地権者】畑でもいいんですか。

【議長】その辺りは事務局と相談していただければ。畑も果樹園も農地ですし。とにかく今のままですとこれは他の芽も出てきますので。

【3番委員】今の地図で見ると上の方は10町の拡がりがあるとも思えないので、そこは今すでに農地ではなくなっているんですけど、今現在、上はその他2種かなと思うんですけど。分断されてますよね。

【事務局】そうですね。それでも第2種農地になりますので代替候補地の検討は必要。

【3番委員】そうなんですけど、ここが違反転用されたことによって2種になりますよねってこと。原状回復命令するかどうかってときには、その農地の重要さもそうですけど、周りの農地への影響も当然考えろということになると思うんです。そうだとすると影響は大きい。

【4番委員】農業委員会へ相談しようとは思わなかったんですか。

【1番委員】農地に戻されますかどうしますかと聞いたらどうか。原状回復命令は知事が出すんやから。

【 番委員】やるべき事務というのは悩むところはなくて福井県にまず報告しないとイケない。報告がすんでいるのならあとは県にやってもらって我々は後は支援する。

【 番委員】令和5年から7年の間に地権者さんから何かしら相談はあったんですか。

【 】それはしてない。

【議長】多分、農地法がどうこうという話になると思うんですが正直、戻してもらわんとあかんと思うのでその計画を。田んぼまで戻すのか盛り土したまま作土入れて畑にする方法も考えられんことはない。ただそれは中に入っている土が何かによって変わりますので。そんなのもあるのでそのあたりを一度事務局と相談いただいてとにかく農地に復旧するというのをお願いしたいなと思います。こういう転用するときは許可をとらないといけなくて、ただこの地域は許可がとれない地域だということは覚えておいていただきたい。何かございますか。なかなか難しいとは思いますが。

【地権者】システムを全然知らなかったもので。

【議長】ここに置いたものは一旦、他の置いてもいい場所に移していただくということ一度考えていただかんとかんと思います。農地にして何を育てるかというのも考えていただかんとかん。

【地権者】栗やらしても獣害があるので。更地の畑ではあかんのですか。

【議長】例えば猿がきても大丈夫なものという、かんきつとか。これは一例なので他も

検討いただきたいなとは思いますが。

【事務局】今も工事はされてらっしゃるんですか。

【 番委員】農地のことは難しいこともあると思うので、ご自分の土地が何種農地にあたるのかとか認識されていない方もいらっしゃると思うので、これが発見された令和5年のときにどういった対応をされたのか、うちの事務局に瑕疵がなかったのか。それは大丈夫なんですか。

【事務局】環境衛生課の作成した記録と前任から聞いたことによりますと文書等での指導はないんですけど、口頭で事務局からは業者さんに地権者さんには推進委員から口頭指導させていただいたという風には聞いております。

【業者】_____してくださいという感じで相談はしたんですけど。その時には農地転用してくださいといわれて行政書士さんに相談したんですけど。行政書士さんもそのときは時間が作れなかったので曖昧になってそのままきてもたんですけど。農地転用してくださいと言われていたので転用できる土地という意識ではおりました。元々雑種地という認識でいたのかは。

【議長】その間も土砂は入っていたんですよ。そこなんですよ。いずれにしても許可をとってからでないと工事には行けないので。

【1番委員】2年も前に指導を受けていくら忙しいからって。事務処理進めるなりで来たと思うんです。

【議長】とにかく一旦、置いてあるものはどけていただいて農地にしてほしい。それができないと次の段階に移ってしまいますので、今の時点で何とか。

【4番委員】それってそのまま放っておくと罰金とか。

【議長】罰金は放っておくと発生しますし、行政代執行ということになると費用負担をさせていただいて行政が執行するということになりまして、それはもっと先の話になると思います。今の段階ではないのでそうなる前に対処をお願いしたい。

【振興局】まず1点、原状回復命令のことですが、基本的には事例はあまりないものになると思うので直していただくように指導していただいて計画立てていただいて努力していただくのが現状かなと思います。なかなか回復命令出すことはないです。もう1点、現場を見せていただいて鉄骨とかプレハブ小屋とか、何でおいてあるのかなと思うものもありますし、〇〇さんと〇〇さんが下請けに入っているということで、何かしてくれといったら対応してもらえるのかを伺った方がいいかなと。

【3番委員】県は書面で勧告するというのも視野には入っている？

【振興局】そうですね、改善の余地がなければ。

【〇〇推進委員】〇〇さんって解体屋さんやないですか。気を付けないと中に入っているものが産業廃棄物。ほんまにきれいな土で盛ってくれるのであれば畑にすればいいこと。ちょっと埋めてもいいものか注意した方が。山とか川の土ならあまりかわいそうなこと言わんでもと思うんですけど。

【 〇〇】ここは山の斜面ですか。

【事務局】山には近いですけど、斜面ではないです。

【 】 無許可で埋めてると別の法律が関わってくるんで。

【 】 盛土規制法かからんのか。

【事務局】 去年の6月30日までに盛土したのでかからないと。でも、去年の12月になかったものが1月には新しい土が見えるのでそれも2m以上あるように見えるので土木事務所に相談。

【1番委員】 あの業者さんは知らなかったと言ってるけど、自分のところの工場は転用してる。

【事務局】 騒音は市街地に近いところでないと規制がかからないようです。集落については当事者同士で話し合ってくださいということでした。

【〇〇推進委員】 あの業者さんは別のところで揉めてます。

【4番委員】 県からの指摘があるまで小浜市は気づかなかった？農地パトロールでは気づかなかった？

【3番委員】 近くの農業委員としては恥ずかしい限りです。

【 】 あそこは1種農地やからあんなことしたらあかんでっていう話題が集落の中で出ているのかどうか。

【 】 集落の者は申請してしてると思ってた。〇〇さんがおったときに私にあそこ許可得ないって話が出て、地権者さんにいうたのがその何年前。その時は業者さんも手続きする動きをしたみたいなんですけど。僕はそれでしてあると思ってたんですけど。組の者は当初は3、4ヶ月置いてすぐのけるということを知っていた。

【 】 そういう話が出ていて今回地権者を呼んで話をするというのは大きなことやと思うんですけど、農業委員会も何もしてなかったように感じたんですわ。もしうちに落ち度があると時間が経っているのがきつく言えない状況になっていきますので。

【3番委員】 ちなみに去年の利用状況調査は黄色だった？

【事務局】 去年の結果は

【3番委員】 時間は経っているけど、一度転用許可申請を取りなさいよと言っているんで、今更の議論はないと思いますわ。典型的な今更の議論になるのは、これ農地じゃないと思って善意の訳を知らない第三者が貸してしまいました、お金も払ってしまいましたということになると現状回復命令なんかは厳しくなりますねとそういう理屈はあると思うんです。まだ農業委員会に落ち度があるほど時間があいているわけではないし、申請しろと言っているし。

【1番委員】 一番大事なのは本人が分かっているのだから我々が受任するかどうかですわ。全然知らんわけやないから。

・第26期小浜市農業委員会に係る農地利用最適化推進委員の配置について

今年、改選があります、農業委員は10名で枠が決まっているんですけど、最適化推進委員さんは口名田からは2名という風に枠が決められているんですが枠決めについてご意見を伺いたいと思います。集積集約等を進めるときに地域に入って行っていただく方が重要になってきますので、そういった動きがあるところは枠決めの定員数に反映させたいか

など思うんですが。事務局案に何か意見があれば。

【推進委員】加斗は3名も成り手がいないので、事務局、頑張っ。飯盛は土地改良は事務的に進めてもらった方がいいのでそれだけ手はとられないと思います。3名は無理やと思います。

【事務局】またメールで意見をください。

・第25期小浜市農業委員会親睦会旅行について

旅行を行うかのアンケートを送りますので、回答をお願いします。

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第32回農業委員会を終了させていただきます。

令和 年 月 日

【議長】

署名委員